

◎新潟県告示第44号

新潟県肥料取締法施行細則（昭和25年新潟県規則第66号）第4条の2の規定により、知事の定める普通肥料及び知事の定める表示事項を次のとおり定める。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

知事の定める普通肥料	知事の定める表示事項
1 石灰窒素が原料として使用された普通肥料 (原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操作を加えたものを除く。)	この肥料には、石灰窒素が入っていますから、施用後24時間以内は飲酒しないで下さい。
2 たばこくずが原料として使用された普通肥料	この肥料には、たばこくず（粉末）が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。
3 土壤中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状複合肥料又は家庭園芸用複合肥料	この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布用に使用しないで下さい。
4 チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状窒素肥料又は液状複合肥料	この肥料には、チオ硫酸アンモニウムが入っていますから、過剰施用に注意するとともに、施用後一週間以内は播種しないで下さい。
5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。）が原料として使用された普通肥料 (6に掲げるものを除く。)	この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。
6 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料	この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。